



福県医発第1794号(総)
平成15年 1月 7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 関 原 敬 次 郎



都道府県から報告された健康食品等健康被害情報について

標記について、日本医師会より別添のとおり情報提供がありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事例は日医ニュースに掲載される予定でありますことを申し添えます。

(地Ⅲ191F)

平成14年12月27日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

羽 生 田



都道府県等から報告された健康食品等健康被害情報について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、別添のとおり、厚生労働省食品保健部新開発食品保健対策室より、いわゆる健康食品に係る被害事例が報告されたとして公表がなされ、小職に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本事例は、日医ニュースに掲載する予定でありますことを申し添えます。

平成14年12月27日

社団法人日本医師会

常任理事 羽生田 俊 殿

健康食品等健康被害情報について

拝啓

日頃より食品保健行政の推進につき、ご協力いただきありがとうございます。

さて、今般、別添のとおり、厚生労働省に報告のあった健康食品等健康被害事例について、製品名を公表しましたので御了知願いますとともに、当該製品に係る健康被害事例の情報が得られた場合には、所轄の保健所に情報提供いただきますよう、貴傘下会員への周知につきまして、よろしくお願い申し上げます。

敬具

厚生労働省医薬局食品保健部

新開発食品保健対策室長 尾形 弘嗣

平成14年12月27日
食品保健部企画課
新開発食品保健対策室長
尾形
担当：森田 (2458)

都道府県等から報告されたいわゆる健康食品に係る
健康被害事例について（お知らせ）

都道府県等から、報告されたいわゆる健康食品に係る健康被害事例において、以下に示す判断基準に合致するような事例については、予防的観点に立ち、製品の摂取と健康被害の因果関係が明らかでない段階であっても、その可能性が疑われる場合には、製品名等を公表することとしております。

下記判断基準に合致するものとして、以下の製品に係る健康被害事例が地方自治体から報告されましたので、製品名等についてお知らせします。

当該製品に係る健康影響情報等が十分でなく、健康被害には個人の体質、健康状態等の多くの要因が影響を及ぼすことから、当該製品の摂取により健康被害が引き起されるかについては明らかではありません。当該製品名等の公表は、あくまで予防的観点に立って、健康被害を未然に防止する観点から情報提供を行うものであり、当該食品の安全性については現段階では判断できないことを申し添えます。

なお、北九州市においても公表されておりますことを申し添えます。

（製品名等の公表の判断基準）

都道府県等から報告された健康被害について、医師より、当該患者の症状の経過等が明らかにされており、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られた場合、予防的な観点から、当該製品名、報告自治体、事例の概要を公表する。

（健康被害事例）

製品名	報告自治体	事例の概要		
		年齢・性別	健康被害事例	入院・通院
ウェイト・ダウン、 アミノ・ミックス、 ファットダウン、 PURE 爽美身の4製品 の同時服用	北九州市 1例	30歳代、女性	肝機能障害	入院

(臨床経過)

- ・ 平成14年9月下旬から、当該食品を摂取
- ・ 11月から食欲低下、疲労等の症状が出始め、12月に黄疸等症状が悪化するまで摂食を続けた。
- ・ 12月中旬に医療機関を受診、急性肝炎（薬剤性肝障害）と診断され入院
- ・ 現在、肝機能値は正常の方向に向かっており、症状も改善されてきている。
- ・ ウイルス性肝炎は検査結果から否定されていること、他の医薬品の服用がないこと、当該食品の摂取後症状が現れ、中止により改善がみられたことから、肝機能障害と当該製品の摂取との因果関係が疑われた。